

# 給与明細をみてみよう

大野町事務職員部会

20. 5. 21

どんな手当がついているか、何が控除されているか、5月の給与明細書を見てみましょう！

①給料 教諭・養護教諭・講師は、給料月額（等級表）＋教職調整額（給料等級表の金額×4%）  
教頭は給料月額＋7,500円 特殊担任はさらに調整額も加算  
校長、事務職員、栄養職員は調整額なし

②扶養手当 年収130万未満  
扶養親族がある職員に支給  
配偶者（内縁関係を含む） 13,200円  
配偶者以外の扶養親族のうち2人目以降 各 6,000円  
職員に扶養親族でない配偶者がある場合 そのうち1人目 6,500円  
職員に配偶者がいない場合 そのうち1人目 11,000円  
\*15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（特定期間に限り）5,000円を加算する。  
（年収130万未満で満16歳の年度始めから22歳の年度末まで5,000円を加算）

③住居手当（4月申請者は5月に4月分も支給）  
・借家・借間に係る手当  
自ら居住するために住宅を借り家賃を12,000円以上支払っている職員に支給  
家賃23,000円以下 家賃—12,000円  
家賃23,000円を超える時 11,000円＋（家賃額—23,000円）×1/2  
家賃55,000円を超える時 27,000円（支給限度額）  
・自宅に係る手当 月額 3,000円  
自らが所有する住宅（名義が本人または扶養親族）に居住し世帯主である職員に支給  
・単身赴任手当受給者の留守家族の居住する自宅に係る手当 月額 1,500円

④管理職手当 校長・教頭に支給 学級数により支給額は変わる

⑤教員特別手当  
小・中・高・盲・聾・養護学校に勤務する教育職員に支給  
20,200円を超えない範囲内で職務の級及び号級に応じて定める  
（別に定められた表があります）

⑥時間外休日勤務手当 毎月実績を報告栄養職員・事務職員の時間外勤務に支給

⑦特殊勤務手当（変動）  
・主任手当 → 教務主任・生徒指導主事・保健主事・進路指導主事・学年主任（3学級以上の学年）  
勤務日1日につき 200円（年休病休特休で1日勤務しない場合はつきません）

\* 毎月実績が、人事給与システムの出勤簿から、自動計算されます。

- ・修学旅行等引率の指導業務 → 泊を伴うもので1日8時間以上勤務 1日につき 1,700円
- ・校外運動競技等引率の指導業務 → 泊を伴うもの又は週休日等に行うもので、1日8時間程度勤務  
(人事委員会が定めるもの) 1日につき 1,700円
- ・部活動指導手当(中学校) → 週休日等に行うもの 4時間程度 1,200円 2時間程度以上  
600円

\*週休日等とは土日祝日年末年始等のこと

### ⑧通勤手当(転入者は5月に4月分も支給)

交通機関利用者は55,000円まで全額支給(55,000円以上は55,000円限度)

通勤距離が片道2km(認定された距離)以上ある職員に支給 ガソリン代は足りませんか?

4km未満	2,900円	12km以上14km未満	9,300円
4km以上6km未満	4,300円	14km以上16km未満	10,500円
6km以上8km未満	5,600円	16km以上18km未満	11,700円
8km以上10km未満	6,900円	18km以上20km未満	12,800円
10km以上12km未満	8,100円	20km以上22km未満	13,900円

なお、60kmまで表は続き60km以上は一律34,900円です。

### ⑨共済組合 短期掛金

給料×3.865%(円未満切捨) \*率は違いますがボーナスでも引かれます。

⑩介護掛金 40歳以上 給料×0.458%(円未満切捨) \*率は違いますがボーナスでも引かれます。

### ⑪共済組合 長期掛金

給料の月額×8.58625%(円未満切捨) \*率は違いますがボーナスでも引かれます。

### ⑫償還金

共済組合貸付金の償還金額(返済金)

\*共済組合掛金も互助組合掛金も償還金も育休中は免除されます。(申請必要)

⑬互助会(互助組会のこと) 掛金 (給料+調整手当+扶養手当)×0.8%(円未満切捨)

### ⑭所得税

自動的にコンピュータが計算 国民の義務です! 年末調整(12月)で税金戻るか?

### ⑮特別徴収税

県民税・市町村民税のこと

新採者・育休復帰者は引かれていません。来年6月より引かれます。

前年所得がある講師は市町村役場から納税通知書が届くので自分で納めます。

前年の収入金額によって金額が決定(6/1基準)通知書は5月下旬にきます。

転入職員は前任校より届きます。

②扶養手当、③住居手当、⑧通勤手当については、認定を必要とします。事実発生日から15日以内の申請が必要です。事実が判明したら、すぐに事務職員へお申し出下さい。